給与体系の概略

	試験採用職員	選考採用職員		経験者試験採用職員	交流採用職員	任期付採用職員		非常勤職員
		一般	経験者試験相当			一般	特定任期付	
		【後掲⑵】	経験者採用試験方式【後掲⑴】				【後掲⑶】	
俸給	• 初任給は、試験種別の基準を基礎に決定	• 初任給は、職務に応じ、経歴等を考慮して決定 経験年数分の昇格・昇給で到達する範囲内で決定	採用されるポストに応じ、経歴や能力等を考慮して決定 ※　能力等を踏まえ、部内トップより高い号俸決定も可能				• 専門的な知識経験の度、従事する業務の困難度等に応じ弾力的に決定 ※民間での実績等に対する一般的な報酬額等も考慮 • 俸給月額は最高で事務次官級まで可能 ※枠外の決定には人事院承認が必要	• 類似職務に従事する常勤職員の級の初号を基礎として、職務内容・経験・地域を考慮して決定
	• 勤務成績に応じ、昇格、昇給（課長補佐級以下は標準は４号俸）						• 昇格、昇給なし • 職務の変化等に伴う号俸変更は可能	
ボーナス	• 期末手当：年間2.5月分 • 勤勉手当：平均で年間2.1月分（勤務成績に応じて支給、標準の場合は年間2.02月）						• 期末手当：年間1.9月分 • 勤勉手当：平均で年間1.75月分（勤務成績に応じて支給、標準の場合は年間1.55月）	• 任期が相当長期の場合、期末・勤勉手当相当の給与支給に努める必要
諸手当	• 職務関連：俸給の調整額、俸給の特別調整額、特殊勤務手当等 • 地域関連：地域手当、広域異動手当 等 • 生活関連：扶養手当、住居手当、通勤手当 等 • 人材確保関連：本府省業務調整手当、初任給調整手当 等						• 地域手当、通勤手当等を除き不支給	• 通勤手当相当の給与は支給 • その他も各府省の判断で支給可能

特定任期付職員（23区内勤務者）の給与モデル額

	俸給月額	地域手当込み月例給	年間給与
１号俸	392,000 円	470,400 円	743 万円
２号俸	440,000 円	528,000 円	834 万円
３号俸	492,000 円	590,400 円	943 万円
４号俸	555,000 円	666,000 円	1,063 万円
５号俸	634,000 円	760,800 円	1,261 万円
６号俸	740,000 円	888,000 円	1,497 万円
７号俸	864,000 円	1,036,800 円	1,748 万円
枠外１	988,000 円	1,185,600 円	1,999 万円
枠外２	1,112,000 円	1,344,000 円	2,250 万円
枠外３	1,191,000 円	1,429,200 円	2,409 万円

【参考】行(一)・指定職のモデル年間給与
本省課長　1,292 万円　　本省局長　1,819 万円
事務次官　2,385 万円

※俸給月額、期末手当・勤勉手当の月数等は令和７年４月時点
年間給与は勤務成績が標準の場合の額

⑴経験者採用試験方式による中途採用者の場合

※公務の活性化のため採用された職員(規則１－２４)、交流採用職員(官民人事交流法第２条第４項)、任期付職員(任期付職員法第３条第２項)、経験者採用試験の結果に相当する選考の結果により採用された職員（給実甲第326号第11条関係第２項）を含む

初任給決定

採用されるポストに応じ、経歴や能力等を考慮し決定

①級の決定について
採用者の占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する部内の他の職員の職務の級を踏まえ、（当該採用者の有する知識経験、免許等を考慮して）**級を決定することが可能**です。

②号俸の決定について
経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有する部内の他の職員の号俸を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定します。
なお、職員の能力等を踏まえ、**部内で最も高い評価を受けてきた職員をも超える号俸にすることも可能**です。

昇格

能力・実績に応じたよりメリハリある人事管理が可能となる要件を設定

在級期間の短縮等

- ✓ 勤務成績が特に良好であるときは、**50%まで短縮した在級期間で昇格が可能**です。
- ✓ **管理職ポスト（本省課長・室長）その他一定のポストへの抜てきの場合**は、**在級期間を問わず昇格が可能**です。

○在級期間表　行(一)　　※一般職（大卒）の場合

職務の級								
2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
3	4	4	2	2	4	3	3	3

最初の昇格に関する特例

- ✓ 通常の昇格要件によることとしたときに部内の他の職員との均衡を失すると認められる場合は、直近の能力評価及び２回の業績評価のうち、**１回は優良以上、残りは良好以上**である場合は**１年以上在級していれば昇格可能**です。

⑵その他選考採用（経験者採用方式により決定される場合を除く）による中途採用者の場合

初任給決定

級は職務等に応じて決定。号俸は経験年数に応じて調整が可能

①級の決定について

初任給基準表の級を基礎として、民間等の経験年数に相当する期間在職したものとみなして昇格させた場合に決定できる級の範囲内で、職務等に応じて決定します。

②号俸の決定について

号俸は初任給欄を昇格させた号俸又は最低号俸に、経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる経験年数による調整を行い決定します。

経験年数換算表（規則９－８　別表第４）　一部抜粋

経	歴	換　算　率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	１００／１００
	その他の期間	１００／１００以下

職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる場合には、**１００／１００と換算**。この場合において、「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間」には、各府省の特定の所掌事務において必要とされる専門的知識や経験を活用する職務に従事した期間だけでなく、各府省に共通する職務に役立つ汎用的な能力（説明能力、調整能力、企画能力等）を活用して職務に従事した期間も含まれる。

昇格

能力・実績に応じたよりメリハリある人事管理が可能となる要件を設定

在級期間の短縮等

- ✓ 勤務成績が特に良好であるときは、**50%まで短縮した在級期間で昇格が可能**です。
- ✓ **管理職ポスト（本省課長・室長）その他一定のポストへの抜てきの場合**は、**在級期間を問わず昇格が可能**です。

○在級期間表　行(一)　　※一般職（大卒）の場合

職　務　の　級								
２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
3	4	4	2	2	4	3	3	3

最短昇格期間

- ✓ 在級期間表の在級期間によると部内均衡を失すると認められる職員に対しては、当該期間に従うことなく、**経験年数が最短昇格期間を満たせば在級１年で昇格**させることができます。

【最短昇格期間】

初任給基準表の級を基礎とし、同種の職務に引き続き在職したものとして、その者の職務の級に決定できる最短の期間（※）

※　勤務成績が特に良好であるときは、50%まで期間の短縮が可能

（例）初任給基準について一般職（大卒）の区分が適用される採用者が３級から４級に昇格する場合

→３年＋４年＋４年＝最短昇格期間は11年のため、11年（勤務成績が特に良好である場合は５年６月）以上の経験があれば４級昇格可能

⑶特定任期付職員制度による中途採用者の場合

初任給決定　**特別な俸給表を適用（号俸は採用される者の知識経験、業務内容等を踏まえ柔軟に決定）**

✓ 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、その知識経験等を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合（特定任期付職員）には、**特別な俸給表を適用**します。

	俸給月額	号俸決定の基準
１号俸	392,000 円	高度の専門的な知識経験を活用して業務を行う場合
２号俸	440,000 円	
３号俸	492,000 円	
４号俸	555,000 円	
５号俸	634,000 円	
６号俸	740,000 円	専門性の程度や業務の困難・重要度に応じて決定
７号俸	864,000 円	
枠外１	988,000 円	
枠外２	1,112,000 円	
枠外３	1,191,000 円	

採用される者の専門的な知識経験や業務の内容等を踏まえながら、各府省において柔軟に決定可能です（任期の中途においてその者の専門的な知識経験や業務の内容等がより高度なものになった場合は、新たな号俸の決定が可能です）。

さらに、極めて高度の専門性を有する民間人材を採用する場合には、人事院の承認を得て、**一般職職員の中では最高額である事務次官の俸給月額を上限**（俸給月額119.1万円）として、俸給月額を決定することが可能です。

※俸給月額は令和７年４月時点